

青森県熱中症対策取組方針

農作業における熱中症対策に係る具体的な周知予定について記載をお願いします。
また、できるだけ実績を定量的に把握することができるよう方針を作成してください。
周知内容欄については、農作業安全確認運動における熱中症対策強化期間の設定について（令和5年4月28日付け5農産第529号-1農林水産省農産局長通知）別紙を参照し、2(1)の①から③のうち該当するものに○をつけてください。

- ①熱中症リスクに対する認知度の向上
- ②熱中症の予防策の周知の促進
- ③熱中症に対する応急処置等の認知度の向上

周知方法	周知期間	周知対象者	周知内容		
			①	②	③
農業者向けの研修等の機会を捉え、農林水産省作成のパンフレットやステッカー等を活用した周知活動	5月～9月	県、市町村、農協		○	
青森県農業・就農情報サイト「農なび青森」やSNSを活用した熱中症予防の呼びかけ	7月～9月	農業者	○		○

岩手県熱中症対策取組方針

農作業における熱中症対策に係る具体的な周知予定について記載をお願いします。

また、できるだけ実績を定量的に把握することができるよう方針を作成してください。

周知内容欄については、農作業安全確認運動における熱中症対策強化期間の設定について

(令和5年4月28日付け5農産第529号-1農林水産省農産局長通知)別紙を参照し、2(1)の

①から③のうち該当するものに○をつけてください。

①熱中症リスクに対する認知度の向上

②熱中症の予防策の周知の促進

③熱中症に対する応急処置等の認知度の向上

周知方法	周知期間	周知対象者	周知内容		
			①	②	③
第76回岩手県全国農業機械実演展示会において農作業安全コーナーを開設し、熱中症のリスクや予防策等を周知する。	8月24～26日	農業者	○	○	

宮城県熱中症対策取組方針

農作業における熱中症対策に係る具体的な周知予定について記載をお願いします。

また、できるだけ実績を定量的に把握することができるよう方針を作成してください。

周知内容欄については、農作業安全確認運動における熱中症対策強化期間の設定について（令和5年4月28日付け5農産第529号-1農林水産省農産局長通知）別紙を参照し、2(1)の①から③のうち該当するものに○をつけてください。

- ①熱中症リスクに対する認知度の向上
- ②熱中症の予防策の周知の促進
- ③熱中症に対する応急処置等の認知度の向上

周知方法	周知期間	周知対象者	周知内容		
			①	②	③
農作業安全確認運動の一環として、ラジオ放送で注意を呼び掛ける。	6月	農業者	○	○	
JAグループ宮城が主催する農機フェア2023にて、農作業安全啓発の一環として、国作成チラシを用いて注意を呼びかける。	6月21日 6月22日	農業者	○	○	○
県主催の研修会等にて、農作業安全関連の一環として注意を呼びかける。	6～8月	農業者	○	○	○

秋田県熱中症対策取組方針

農作業における熱中症対策に係る具体的な周知予定について記載をお願いします。
また、できるだけ実績を定量的に把握することができるよう方針を作成してください。
周知内容欄については、農作業安全確認運動における熱中症対策強化期間の設定について（令和5年4月28日付け5農産第529号-1農林水産省農産局長通知）別紙を参照し、2(1)の①から③のうち該当するものに○をつけてください。

- ①熱中症リスクに対する認知度の向上
- ②熱中症の予防策の周知の促進
- ③熱中症に対する応急処置等の認知度の向上

周知方法	周知期間	周知対象者	周知内容		
			①	②	③
国作成チラシを活用し、県内部局、市町村、農協等に、3回以上周知する。	6月～9月	市町村、農協	○	○	○
SNSを活用して熱中症対策について、情報発信を5回以上行う。	6月～10月	農業者	○	○	○
各地域振興局や農協主催の講習会で、熱中症対策について呼びかけを行う。（8回以上）	6月～10月	農業者		○	

山形県熱中症対策取組方針

農作業における熱中症対策に係る具体的な周知予定について記載をお願いします。

また、できるだけ実績を定量的に把握することができるよう方針を作成してください。

周知内容欄については、農作業安全確認運動における熱中症対策強化期間の設定について（令和5年4月28日付け5農産第529号-1農林水産省農産局長通知）別紙を参照し、2(1)の①から③のうち該当するものに○をつけてください。

- ①熱中症リスクに対する認知度の向上
- ②熱中症の予防策の周知の促進
- ③熱中症に対する応急処置等の認知度の向上

周知方法	周知期間	周知対象者	周知内容		
			①	②	③
熱中症対策に係るチラシを、県内部局を通じて農業者に配布する。	5月下旬～ 6月下旬	農業者	○	○	○
山形放送ラジオ「おはよう！セーフティドライブ」、「農業一口メモ」の枠で、熱中症の予防に係る情報を発信する。	5月18日、 5月22日、 6月28日、 7月27日	農業者		○	
山形県農業情報サイト「やまがたアグリネット」で、熱中症対策に係る情報を発信する。	6月下旬～ 7月下旬	農業者	○	○	○

福島県熱中症対策取組方針

農作業における熱中症対策に係る具体的な周知予定について記載をお願いします。

また、できるだけ実績を定量的に把握することができるよう方針を作成してください。

周知内容欄については、農作業安全確認運動における熱中症対策強化期間の設定について

(令和5年4月28日付け5農産第529号-1農林水産省農産局長通知)別紙を参照し、2(1)の①から③のうち該当するものに○をつけてください。

- ①熱中症リスクに対する認知度の向上
- ②熱中症の予防策の周知の促進
- ③熱中症に対する応急処置等の認知度の向上

周知方法	周知期間	周知対象者	周知内容		
			①	②	③
福島県オリジナルの熱中症対策に係るチラシ(2枚)の作成及び配布、掲示(3,000枚以上)、県HPによる広報活動の実施。	通年	農業者	○	○	
既存の各種研修会等に農作業安全(熱中症対策を含む)の要素を追加し、農業者への熱中症対策の啓発及び暑熱対策グッズの紹介等を5回以上実施。	通年	農業者等	○	○	
県内向けラジオ放送を活用した熱中症対策の周知を1回以上実施。	4月下旬	農業者	○	○	

茨城県熱中症対策取組方針

農作業における熱中症対策に係る具体的な周知予定について記載をお願いします。

また、できるだけ実績を定量的に把握することができるよう方針を作成してください。

周知内容欄については、農作業安全確認運動における熱中症対策強化期間の設定について

(令和5年4月28日付け5農産第529号-1農林水産省農産局長通知)別紙を参照し、2(1)

の①から③のうち該当するものに○をつけてください。

- ①熱中症リスクに対する認知度の向上
- ②熱中症の予防策の周知の促進
- ③熱中症に対する応急処置等の認知度の向上

周知方法	周知期間	周知対象者	周知内容		
			①	②	③
全農いばらき主催の農業機械展示会において、ブースを設置し、熱中症対策チラシを配布する。	7/1~7/2	農業者		○	
sns (Twitter、Instagram等) において、熱中症に関する情報を発信する。	6月~9月	農業者、市町村、農協	○	○	○
県ホームページにおいて、熱中症に関する情報を掲載する。	通年	農業者	○	○	○
ラジオ広告にて、熱中症に関する情報を流す。	6月~9月	農業者	○		○

栃木県熱中症対策取組方針

農作業における熱中症対策に係る具体的な周知予定について記載をお願いします。

また、できるだけ実績を定量的に把握することができるよう方針を作成してください。

周知内容欄については、農作業安全確認運動における熱中症対策強化期間の設定について

(令和5年4月28日付け5農産第529号-1農林水産省農産局長通知)別紙を参照し、2(1)の

①から③のうち該当するものに○をつけてください。

①熱中症リスクに対する認知度の向上

②熱中症の予防策の周知の促進

③熱中症に対する応急処置等の認知度の向上

周知方法	周知期間	周知対象者	周知内容		
			①	②	③
栃木県「春の農作業安全確認運動」における県ホームページを活用した熱中症対策の啓発	4～6月	農業者	○	○	
地域研修会における熱中症対策の周知	7月予定	農業者	○	○	

群馬県熱中症対策取組方針

農作業における熱中症対策に係る具体的な周知予定について記載をお願いします。

また、できるだけ実績を定量的に把握することができるよう方針を作成してください。

周知内容欄については、農作業安全確認運動における熱中症対策強化期間の設定について

(令和5年4月28日付け5農産第529号-1農林水産省農産局長通知)別紙を参照し、2(1)

の①から③のうち該当するものに○をつけてください。

- ①熱中症リスクに対する認知度の向上
- ②熱中症の予防策の周知の促進
- ③熱中症に対する応急処置等の認知度の向上

周知方法	周知期間	周知対象者	周知内容		
			①	②	③
農作業事故防止・農業機械化推進会議での熱中症予防対策の周知と啓発	7月12日	群馬県、JAグループ、機械商組合、県警、市長会、町村会、労働局	○	○	○
熱中症警戒期間の9月下旬までに、熱中症対策に関する啓発を目的とした農業者向け研修を30回以上実施する(農業事務所単位で開催される各種講習会、会議等での情報提供、チラシ配布等による対策の周知含む)	6月下旬～9月下旬	農業者	○	○	○
群馬県オリジナルの熱中症対策に係るチラシを作成し、県HPに掲載するとともに、市町村、農協にファイルを送付し周知を図る。	7月下旬	群馬県、市町村、農協	○	○	○

埼玉県熱中症対策取組方針

農作業における熱中症対策に係る具体的な周知予定について記載をお願いします。
また、できるだけ実績を定量的に把握することができるよう方針を作成してください。
周知内容欄については、農作業安全確認運動における熱中症対策強化期間の設定について（令和5年4月28日付け5農産第529号-1農林水産省農産局長通知）別紙を参照し、2(1)の①から③のうち該当するものに○をつけてください。

- ①熱中症リスクに対する認知度の向上
- ②熱中症の予防策の周知の促進
- ③熱中症に対する応急処置等の認知度の向上

周知方法	周知期間	周知対象者	周知内容		
			①	②	③
県で実施する農業機械利用技能者養成研修において熱中症対策を周知	6月～7月、9月	研修受講者	○	○	○
県のHPにおいて、熱中症対策情報を掲載	5月～9月	農業者 関係機関	○	○	○
農作業安全推進会議における、関係機関への熱中症対策の啓発呼びかけ（ステッカー、チラシの配布など）	5月、8月	関係機関	○	○	○
地域の普及機関等による巡回指導、啓発ステッカー、啓発チラシの配布	5月～9月	農業者	○	○	○

千葉県熱中症対策取組方針

農作業における熱中症対策に係る具体的な周知予定について記載をお願いします。
また、できるだけ実績を定量的に把握することができるよう方針を作成してください。
周知内容欄については、農作業安全確認運動における熱中症対策強化期間の設定について
(令和5年4月28日付け5農産第529号-1農林水産省農産局長通知)別紙を参照し、2(1)
の①から③のうち該当するものに○をつけてください。

- ①熱中症リスクに対する認知度の向上
- ②熱中症の予防策の周知の促進
- ③熱中症に対する応急処置等の認知度の向上

周知方法	周知期間	周知対象者	周知内容		
			①	②	③
電子メールにてパンフレットの送付及び国熱中症対策HPの案内	5月17日	市町村、JA等	○	○	○
電子メールにて千葉労働局作成のパンフレットの送付	6月下旬予定	市町村、JA等		○	

東京都熱中症対策取組方針

農作業における熱中症対策に係る具体的な周知予定について記載をお願いします。
 また、できるだけ実績を定量的に把握することができるよう方針を作成してください。
 周知内容欄については、農作業安全確認運動における熱中症対策強化期間の設定について
 （令和5年4月28日付け5農産第529号-1農林水産省農産局長通知）別紙を参照し、2(1)
 の①から③のうち該当するものに○をつけてください。

- ①熱中症リスクに対する認知度の向上
- ②熱中症の予防策の周知の促進
- ③熱中症に対する応急処置等の認知度の向上

周知方法	周知期間	周知対象者	周知内容		
			①	②	③
紙媒体にて東京都作成のパンフレットの送付	5月～	区市町村、JA等	○	○	
上記パンフレットを東京都HPに掲載	5月～	農業者、区市町村、JA等	○	○	
電子メールにて熱中症への注意喚起	7月～	農業者、区市町村、JA等	○		
東京都HPにて熱中症の注意喚起	7月～	農業者、区市町村、JA等	○		

神奈川熱中症対策取組方針

農作業における熱中症対策に係る具体的な周知予定について記載をお願いします。
また、できるだけ実績を定量的に把握することができるよう方針を作成してください。
周知内容欄については、農作業安全確認運動における熱中症対策強化期間の設定について（令和5年4月28日付け5農産第529号-1農林水産省農産局長通知）別紙を参照し、2(1)の①から③のうち該当するものに○をつけてください。

- ①熱中症リスクに対する認知度の向上
- ②熱中症の予防策の周知の促進
- ③熱中症に対する応急処置等の認知度の向上

周知方法	周知期間	周知対象者	周知内容		
			①	②	③
農林水産省が作成したパンフレット「農作業中の熱中症を予防しましょう!!」等を活用して、8月までの農業者の講習会や会合で普及関係職員が60回以上配付・周知する。	6月～8月	農業者	○	○	○
農林水産省が作成した熱中症ステッカーを県内部局、市町村に800枚以上配付する。	6月～9月	神奈川県、市町村	○		

山梨県熱中症対策取組方針

農作業における熱中症対策に係る具体的な周知予定について記載をお願いします。
 また、できるだけ実績を定量的に把握することができるよう方針を作成してください。
 周知内容欄については、農作業安全確認運動における熱中症対策強化期間の設定について
 （令和5年4月28日付け5農産第529号-1農林水産省農産局長通知）別紙を参照し、2(1)
 の①から③のうち該当するものに○をつけてください。

- ①熱中症リスクに対する認知度の向上
- ②熱中症の予防策の周知の促進
- ③熱中症に対する応急処置等の認知度の向上

周知方法	周知期間	周知対象者	周知内容		
			①	②	③
農作業安全研修会において、熱中症による農作業事故の現状を周知。 農林水産省作成の熱中症対策ステッカーを研修会参加者に配付する。	4～5月に2回、秋～冬にも3回開催予定	農業者	○		
ラジオにより、熱中症が起こりやすい期間には熱中症対策を呼びかける内容を放送。	7月放送予定	農業者	○	○	○
農作業安全推進会議において、全国・県内の熱中症による農作業事故の現状を説明し、予防・対策の周知を依頼する。	5月23日開催	市町村 農業関係団体	○	○	

長野県熱中症対策取組方針

農作業における熱中症対策に係る具体的な周知予定について記載をお願いします。
 また、できるだけ実績を定量的に把握することができるよう方針を作成してください。
 周知内容欄については、農作業安全確認運動における熱中症対策強化期間の設定について
 （令和5年4月28日付け5農産第529号-1農林水産省農産局長通知）別紙を参照し、2(1)
 の①から③のうち該当するものに○をつけてください。

- ①熱中症リスクに対する認知度の向上
- ②熱中症の予防策の周知の促進
- ③熱中症に対する応急処置等の認知度の向上

周知方法	周知期間	周知対象者	周知内容		
			①	②	③
県で作成した農作業中の熱中症対策ポスターを農業農村支援センター、市町村及び農協等の関係機関に計1000部配布する。	6月中旬～	市町村及び関係機関等	○	○	○
農作業中の熱中症防止に係る注意喚起をSBCラジオ「坂ちゃんのずくだせえぶりでい」内、「天気でCheck!農業注意報」で放送する。（5～10分程度）	6月29日	一般農業者等	○	○	
農作業中の熱中症防止に係る注意喚起をNHKラジオスポットで放送する。（20秒程度;不定期）	7月31日～ 8月4日	一般農業者等		○	

静岡県熱中症対策取組方針

農作業における熱中症対策に係る具体的な周知予定について記載をお願いします。

また、できるだけ実績を定量的に把握することができるよう方針を作成してください。

周知内容欄については、農作業安全確認運動における熱中症対策強化期間の設定について（令和5年4月28日付け5農産第529号-1農林水産省農産局長通知）別紙を参照し、2(1)の①から③のうち該当するものに○をつけてください。

- ①熱中症リスクに対する認知度の向上
- ②熱中症の予防策の周知の促進
- ③熱中症に対する応急処置等の認知度の向上

周知方法	周知期間	周知対象者	周知内容		
			①	②	③
農協が主催する農業機械展示会において、農作業安全ステッカー等と併せ、熱中症対策チラシを配布する。	7月7日	農業者	○	○	
農協と連携し、各部会等で開催される農薬講習会等の機械において、熱中症対策チラシを配布する。	6～9月頃	農業者	○	○	

新潟県熱中症対策取組方針

農作業における熱中症対策に係る具体的な周知予定について記載をお願いします。
また、できるだけ実績を定量的に把握することができるよう方針を作成してください。
周知内容欄については、農作業安全確認運動における熱中症対策強化期間の設定について（令和5年4月28日付け5農産第529号-1農林水産省農産局長通知）別紙を参照し、2(1)の①から③のうち該当するものに○をつけてください。

- ①熱中症リスクに対する認知度の向上
- ②熱中症の予防策の周知の促進
- ③熱中症に対する応急処置等の認知度の向上

周知方法	周知期間	周知対象者	周知内容		
			①	②	③
県ホームページにて農作業中の熱中症対策等について周知	5月8日～	農業者	○	○	○
ラジオスポットにて農作業中の熱中症予防について周知	7月24日～ 28日	農業者	○	○	

富山県熱中症対策取組方針

農作業における熱中症対策に係る具体的な周知予定について記載をお願いします。
 また、できるだけ実績を定量的に把握することができるよう方針を作成してください。
 周知内容欄については、農作業安全確認運動における熱中症対策強化期間の設定について
 （令和5年4月28日付け5農産第529号-1農林水産省農産局長通知）別紙を参照し、2(1)
 の①から③のうち該当するものに○をつけてください。

- ①熱中症リスクに対する認知度の向上
- ②熱中症の予防策の周知の促進
- ③熱中症に対する応急処置等の認知度の向上

周知方法	周知期間	周知対象者	周知内容		
			①	②	③
県で「熱中症リスクと予防対策、応急処置」のチラシを作成し、農業関係指導者に2回以上配布し、地域段階での熱中症予防啓発の資料として活用する。	6月～9月	普及員 農協関係者 共済組合職員 等	○	○	○
県等が作成する水稻等の技術資料に、「熱中症予防対策」を掲載して全農家に配布する。	7月～9月	農業者		○	
新聞広報に「農作業の熱中症予防」について掲載し、周知する。	6月～9月	農業者	○	○	
県が主催する農業者を対象とした研修会等で、「熱中症リスクと予防対策、応急処置」を記載したチラシを配布する。	6月～9月	農業者	○	○	○

石川県熱中症対策取組方針

農作業における熱中症対策に係る具体的な周知予定について記載をお願いします。

また、できるだけ実績を定量的に把握することができるよう方針を作成してください。

周知内容欄については、農作業安全確認運動における熱中症対策強化期間の設定について

(令和5年4月28日付け5農産第529号-1農林水産省農産局長通知)別紙を参照し、2(1)の①から③のうち該当するものに○をつけてください。

- ①熱中症リスクに対する認知度の向上
- ②熱中症の予防策の周知の促進
- ③熱中症に対する応急処置等の認知度の向上

周知方法	周知期間	周知対象者	周知内容		
			①	②	③
農業者の集まる講習会や会議において、チラシやステッカーを配布する。	5月～8月	農業者	○	○	○
県HPで熱中症対策を掲載する。	7月～8月 (未定)	すべて	○	○	○
県及び関係機関主催の研修においてチラシを配布する。	6月19日 7月3日 7月31日	農業者 (受講生)	○	○	○

福井県熱中症対策取組方針

農作業における熱中症対策に係る具体的な周知予定について記載をお願いします。
また、できるだけ実績を定量的に把握することができるよう方針を作成してください。
周知内容欄については、農作業安全確認運動における熱中症対策強化期間の設定について（令和5年4月28日付け5農産第529号-1農林水産省農産局長通知）別紙を参照し、2(1)の①から③のうち該当するものに○をつけてください。

- ①熱中症リスクに対する認知度の向上
- ②熱中症の予防策の周知の促進
- ③熱中症に対する応急処置等の認知度の向上

周知方法	周知期間	周知対象者	周知内容		
			①	②	③
農業者向けの講習会等でパンフレット（農林水産省作成）を配布する。	6月～9月	農業者	○	○	○
農業指導時に声かけ運動を実施する。	6月～9月	農業者	○	○	○
農作業安全に関する研修でパンフレット（農林水産省作成）を配布する。	7月	農業者	○	○	○

岐阜県熱中症対策取組方針

農作業における熱中症対策に係る具体的な周知予定について記載をお願いします。
また、できるだけ実績を定量的に把握することができるよう方針を作成してください。
周知内容欄については、農作業安全確認運動における熱中症対策強化期間の設定について（令和5年4月28日付け5農産第529号-1農林水産省農産局長通知）別紙を参照し、2(1)の①から③のうち該当するものに○をつけてください。

- ①熱中症リスクに対する認知度の向上
- ②熱中症の予防策の周知の促進
- ③熱中症に対する応急処置等の認知度の向上

周知方法	周知期間	周知対象者	周知内容		
			①	②	③
農林水産省作成の熱中症啓発パンフレットを農林事務所、市町村、農協を通じて農業者へ配布し、周知する。	4月下旬～	農業者	○	○	○
大型特殊自動車免許取得に関する研修で実施する座学で、熱中症の対策についても啓発を行う（農水省のパンフレットにて対応）。	8月中旬	農業者 (30人)	○	○	○

愛知県熱中症対策取組方針

農作業における熱中症対策に係る具体的な周知予定について記載をお願いします。
また、できるだけ実績を定量的に把握することができるよう方針を作成してください。
周知内容欄については、農作業安全確認運動における熱中症対策強化期間の設定について
(令和5年4月28日付け5農産第529号-1農林水産省農産局長通知)別紙を参照し、2(1)
の①から③のうち該当するものに○をつけてください。

- ①熱中症リスクに対する認知度の向上
- ②熱中症の予防策の周知の促進
- ③熱中症に対する応急処置等の認知度の向上

周知方法	周知期間	周知対象者	周知内容		
			①	②	③
農作業安全に関するリーフレットの中で、熱中症対策を周知予定。現在リーフレット作成中	7月	県内農業者	○	○	

三重県熱中症対策取組方針

農作業における熱中症対策に係る具体的な周知予定について記載をお願いします。

また、できるだけ実績を定量的に把握することができるよう方針を作成してください。

周知内容欄については、農作業安全確認運動における熱中症対策強化期間の設定について

(令和5年4月28日付け5農産第529号-1農林水産省農産局長通知)別紙を参照し、2(1)の①から③のうち該当するものに○をつけてください。

- ①熱中症リスクに対する認知度の向上
- ②熱中症の予防策の周知の促進
- ③熱中症に対する応急処置等の認知度の向上

周知方法	周知期間	周知対象者	周知内容		
			①	②	③
農林水産省作成の熱中症予防のパンフレットを市町やJA等に配布し、農業者へ熱中症対策を呼びかけてもらう。	6月～9月	市町、JA等	○	○	○
大型特殊自動車免許（農耕用）研修の際、受講者に熱中症予防のパンフレットを配布する。	6月～7月	農業者	○	○	○

滋賀県熱中症対策取組方針

農作業における熱中症対策に係る具体的な周知予定について記載をお願いします。
また、できるだけ実績を定量的に把握することができるよう方針を作成してください。
周知内容欄については、農作業安全確認運動における熱中症対策強化期間の設定について（令和5年4月28日付け5農産第529号-1農林水産省農産局長通知）別紙を参照し、2(1)の①から③のうち該当するものに○をつけてください。

- ①熱中症リスクに対する認知度の向上
- ②熱中症の予防策の周知の促進
- ③熱中症に対する応急処置等の認知度の向上

周知方法	周知期間	周知対象者	周知内容		
			①	②	③
県において、春の農作業安全啓発チラシ（約6900枚）を作成し、関係機関を通じて農業者へ配布する。	～5月	農業者		○	
農作業安全確認運動の参画機関が農業者への声かけ運動を行う。	5月～9月	農業者	○	○	○
県内で行われる農作業に係る研修において、農林水産省が作成した農業者向けパンフレットを配布するとともに、熱中症の予防策等を取り扱う。	5月～9月	農業者	○	○	○
県HPやSNSを通じ、周知を行う。	6月～9月	農業者	○	○	○
県において、秋の農作業安全啓発チラシ（約6000枚）を作成し、関係機関を通じて農業者へ配布する。	7月～9月	農業者	○	○	○

京都府熱中症対策取組方針

農作業における熱中症対策に係る具体的な周知予定について記載をお願いします。

また、できるだけ実績を定量的に把握することができるよう方針を作成してください。

周知内容欄については、農作業安全確認運動における熱中症対策強化期間の設定について

(令和5年4月28日付け5農産第529号-1農林水産省農産局長通知)別紙を参照し、2(1)の①から③のうち該当するものに○をつけてください。

- ①熱中症リスクに対する認知度の向上
- ②熱中症の予防策の周知の促進
- ③熱中症に対する応急処置等の認知度の向上

周知方法	周知期間	周知対象者	周知内容		
			①	②	③
農業改良普及センター職員が現地巡回の際などに熱中症対策に係るチラシを配布する(計60部程度)。	5月～9月	農業者	○	○	○
農業改良普及センター職員が品評会や栽培講習会、研修会等において熱中症対策に係る啓発を行う(20回程度の予定)。	6月～9月	農業者	○	○	○
メール配信システムにより熱中症対策に係る周知を実施(メール会員数89名)	7月～8月	農業者	○	○	

大阪府熱中症対策取組方針

農作業における熱中症対策に係る具体的な周知予定について記載をお願いします。

また、できるだけ実績を定量的に把握することができるよう方針を作成してください。

周知内容欄については、農作業安全確認運動における熱中症対策強化期間の設定について（令和5年4月28日付け5農産第529号-1農林水産省農産局長通知）別紙を参照し、2(1)の①から③のうち該当するものに○をつけてください。

- ①熱中症リスクに対する認知度の向上
- ②熱中症の予防策の周知の促進
- ③熱中症に対する応急処置等の認知度の向上

周知方法	周知期間	周知対象者	周知内容		
			①	②	③
JA大阪中央会と連携して、農家へ熱中症リスクに対する説明、予防策と応急処置について声掛け（3回）、チラシ配布を行う。	7月上旬～9月上旬	農業者	○	○	○
府内普及事務所担当者で連携し、農家へ熱中症リスクに対する説明、予防策と応急処置について声掛け（3回）、チラシ配布を行う。	7月上旬～9月上旬	農業者	○	○	○
府有施設で農園の維持管理を行うスタッフに対し、熱中症リスクの説明、予防策について説明会を3回行う。 （うち、民間企業と連携した研修：1回）	7月上旬～9月中旬	農業者	○	○	○
春の農作業安全運動に参画した市町村農政担当者で連携し、各管内の農業者等へ熱中症リスクに対する説明、予防策と応急処置について声掛け（3回）、チラシ配布を行う。	7月上旬～9月中旬	市町村農政担当者、農業者	○	○	○

兵庫県熱中症対策取組方針

農作業における熱中症対策に係る具体的な周知予定について記載をお願いします。
また、できるだけ実績を定量的に把握することができるよう方針を作成してください。
周知内容欄については、農作業安全確認運動における熱中症対策強化期間の設定について
(令和5年4月28日付け5農産第529号-1農林水産省農産局長通知)別紙を参照し、2(1)
の①から③のうち該当するものに○をつけてください。

- ①熱中症リスクに対する認知度の向上
- ②熱中症の予防策の周知の促進
- ③熱中症に対する応急処置等の認知度の向上

周知方法	周知期間	周知対象者	周知内容		
			①	②	③
兵庫県農業機械化協会等が主催する「兵庫県中古農業機械フェア」において、熱中症の予防に係る情報を発信する。 (熱中症に関するチラシを配る等)	7月14日・15日	農業者	○	○	○
兵庫県農業機械化協会等が主催する「農業用大型トラクター技能講習会」において、熱中症の予防に係る情報を発信する。 (熱中症に関するチラシを配る等)	7月25日・26日	農業者	○	○	○

和歌山県熱中症対策取組方針

農作業における熱中症対策に係る具体的な周知予定について記載をお願いします。

また、できるだけ実績を定量的に把握することができるよう方針を作成してください。

周知内容欄については、農作業安全確認運動における熱中症対策強化期間の設定について（令和5年4月28日付け5農産第529号-1農林水産省農産局長通知）別紙を参照し、2(1)の①から③のうち該当するものに○をつけてください。

- ①熱中症リスクに対する認知度の向上
- ②熱中症の予防策の周知の促進
- ③熱中症に対する応急処置等の認知度の向上

周知方法	周知期間	周知対象者	周知内容		
			①	②	③
梅雨が明ける7月までに、テレビ広報により5回以上熱中症対策の情報を発信する	6月～7月	農業者	○	○	
梅雨が明ける7月までに、ラジオ広報により5回以上熱中症対策の情報を発信する	6月～7月	農業者	○	○	
農林水産省の熱中症対策に係るチラシを活用し、県振興局、農林大学校、市町村、農協計48機関を通じて農業者等に啓発を行う。	5月～9月	農業者 指導者	○	○	○
熱中症対策ステッカー1,500枚を配布し、農業者等に熱中症リスクを啓発する。	6月～9月	農業者	○		

鳥取県熱中症対策取組方針

農作業における熱中症対策に係る具体的な周知予定について記載をお願いします。

また、できるだけ実績を定量的に把握することができるよう方針を作成してください。

周知内容欄については、農作業安全確認運動における熱中症対策強化期間の設定について（令和5年4月28日付け5農産第529号-1農林水産省農産局長通知）別紙を参照し、2(1)の①から③のうち該当するものに○をつけてください。

- ①熱中症リスクに対する認知度の向上
- ②熱中症の予防策の周知の促進
- ③熱中症に対する応急処置等の認知度の向上

周知方法	周知期間	周知対象者	周知内容		
			①	②	③
鳥取県オリジナルの熱中症対策に係るチラシを作成し、県内部局、市町村、農協に計約50,000枚を配布する。	7月上旬～ 10月下旬	鳥取県、市町村、農協、農機メーカー販売店	○	○	○
農作業安全に関する意識啓発活動担当者を対象とした指導者研修を開催し、熱中症も含めた農作業事故発生状況を周知するとともに、各担当者が出席する会議や研修等における農業者の意識啓発を促す。	7月：1回 8月：1回	鳥取県、市町村、農協、農機メーカー販売店	○	○	○

島根県熱中症対策取組方針

農作業における熱中症対策に係る具体的な周知予定について記載をお願いします。

また、できるだけ実績を定量的に把握することができるよう方針を作成してください。

周知内容欄については、農作業安全確認運動における熱中症対策強化期間の設定について（令和5年4月28日付け5農産第529号-1農林水産省農産局長通知）別紙を参照し、2(1)の①から③のうち該当するものに○をつけてください。

- ①熱中症リスクに対する認知度の向上
- ②熱中症の予防策の周知の促進
- ③熱中症に対する応急処置等の認知度の向上

周知方法	周知期間	周知対象者	周知内容		
			①	②	③
熱中症対策に係る各種通知を県機関・市町村・JA等へ周知する。	5月～9月	県・市町村・JA	○	○	○
熱中症対策ステッカーを県機関・市町村（各100枚）、JA（1,500枚）計4,300枚を配布す	6月～7月	県・市町村・JA	○		
県HPで熱中症対策に関する情報掲載を強化し、情報発信を行う。	6月～9月	農業者	○	○	○
対策強化期間内に県域で実施予定の「農作業安全に関する指導者向け研修」の場合、熱中症対策についても触れる。	6月～9月	農業者	○	○	○

岡山県熱中症対策取組方針

農作業における熱中症対策に係る具体的な周知予定について記載をお願いします。

また、できるだけ実績を定量的に把握することができるよう方針を作成してください。

周知内容欄については、農作業安全確認運動における熱中症対策強化期間の設定について

(令和5年4月28日付け5農産第529号-1農林水産省農産局長通知)別紙を参照し、2(1)

の①から③のうち該当するものに○をつけてください。

- ①熱中症リスクに対する認知度の向上
- ②熱中症の予防策の周知の促進
- ③熱中症に対する応急処置等の認知度の向上

周知方法	周知期間	周知対象者	周知内容		
			①	②	③
農業大学校において熱中症対策に関する内容を含めた農作業安全に関する講義を行う。	5月15日	農業大学校生	○	○	
JA指導員等向けの研修会のなかで熱中症対策に関する啓発、情報提供を行う。	7月20日	農協	○	○	
県が後援するイベント「中古農機フェア」において、熱中症の予防に係る情報を発信する。(熱中症対策チラシを配布する等)	8月4日	農業者		○	
農業団体等向けに実施する研修会の中で熱中症対策に係る啓発を行う。	8月	農業関係団体等	○	○	

広島県熱中症対策取組方針

農作業における熱中症対策に係る具体的な周知予定について記載をお願いします。
また、できるだけ実績を定量的に把握することができるよう方針を作成してください。
周知内容欄については、農作業安全確認運動における熱中症対策強化期間の設定について
(令和5年4月28日付け5農産第529号-1農林水産省農産局長通知)別紙を参照し、2(1)
の①から③のうち該当するものに○をつけてください。

- ①熱中症リスクに対する認知度の向上
- ②熱中症の予防策の周知の促進
- ③熱中症に対する応急処置等の認知度の向上

周知方法	周知期間	周知対象者	周知内容		
			①	②	③
各市町及び農業協同組合に対し、熱中症対策資料を配布し、周知を依頼	5月	市町、JA	○	○	○
県が主催するGAP研修会で、農作業安全対策の一環として、熱中症の注意喚起と予防・対策について講演	6月22日、 7月6日	農業者	○	○	○
農業機械商業協同組合、全農ひろしまが主催する中古農機フェアで熱中症対策資料を配布	7月8日	農業者	○	○	○

山口県熱中症対策取組方針

農作業における熱中症対策に係る具体的な周知予定について記載をお願いします。
 また、できるだけ実績を定量的に把握することができるよう方針を作成してください。
 周知内容欄については、農作業安全確認運動における熱中症対策強化期間の設定について
 （令和5年4月28日付け5農産第529号-1農林水産省農産局長通知）別紙を参照し、2(1)の
 ①から③のうち該当するものに○をつけてください。

- ①熱中症リスクに対する認知度の向上
- ②熱中症の予防策の周知の促進
- ③熱中症に対する応急処置等の認知度の向上

周知方法	周知期間	周知対象者	周知内容		
			①	②	③
夏の農作業安全運動にて、熱中症対策を県の重点項目とし、啓発資料を県内部局、各市町、農協等へ配布する。	7月1日~8月31日	山口県、市町、農協、全農、農機商組、農業商組	○	○	○
熱中症対策ステッカーを各農林（水産）事務所、農業大学校へ計500枚配布する。	発注済	各農林(水産)事務所、農業大学校	○		

香川県熱中症対策取組方針

農作業における熱中症対策に係る具体的な周知予定について記載をお願いします。

また、できるだけ実績を定量的に把握することができるよう方針を作成してください。

周知内容欄については、農作業安全確認運動における熱中症対策強化期間の設定について（令和5年4月28日付け5農産第529号-1農林水産省農産局長通知）別紙を参照し、2(1)の①から③のうち該当するものに○をつけてください。

- ①熱中症リスクに対する認知度の向上
- ②熱中症の予防策の周知の促進
- ③熱中症に対する応急処置等の認知度の向上

周知方法	周知期間	周知対象者	周知内容		
			①	②	③
熱中症対策に係るチラシを県内部局、市町、協議会構成員に配布する。	6～7月	香川県、市町、JA、農業会議、NOSAI、農機具商工業協同組合	○	○	○
協議会主催の農業機械利用技能者養成研修（大特免許取得研修）において、農作業安全の観点から熱中症のリスクや予防策等について、チラシを活用しながら啓発活動を行う。（2回、約20名）	7月下旬～9月上旬	農業者	○	○	○
県HPや課のSNS（Instagram）を活用して、熱中症の予防に係る情報を広く発信する。	7月	農業者	○	○	○

高知県熱中症対策取組方針

農作業における熱中症対策に係る具体的な周知予定について記載をお願いします。

また、できるだけ実績を定量的に把握することができるよう方針を作成してください。

周知内容欄については、農作業安全確認運動における熱中症対策強化期間の設定について（令和5年4月28日付け5農産第529号-1農林水産省農産局長通知）別紙を参照し、2(1)の①から③のうち該当するものに○をつけてください。

- ①熱中症リスクに対する認知度の向上
- ②熱中症の予防策の周知の促進
- ③熱中症に対する応急処置等の認知度の向上

周知方法	周知期間	周知対象者	周知内容		
			①	②	③
熱中症対策に関する啓発を目的とした農業者向け情報を「こうち農業ネット」「sawachi」等を活用し周知する。	6月下旬～7月上旬	農業者	○	○	○
農林水産省の作成したパンフレット等を活用し農協・農業振興センター等と連携して、講習会等で熱中症リスクや予防策の周知を徹底する。（50回）	6月下旬～9月上旬	農業者	○	○	○
熱中症対策に関する啓発を目的とした農業者向け研修を2回以上実施する。	5月中旬～7月上旬	農業用大型特殊講習会受講者	○	○	○
農林水産省の作成したパンフレット等を配付し、各地域協議会での熱中症リスクや予防策の周知を徹底する。	6月下旬～7月上旬	各地域協議会	○	○	○

福岡県熱中症対策取組方針

農作業における熱中症対策に係る具体的な周知予定について記載をお願いします。
また、できるだけ実績を定量的に把握することができるよう方針を作成してください。
周知内容欄については、農作業安全確認運動における熱中症対策強化期間の設定について（令和5年4月28日付け5農産第529号-1農林水産省農産局長通知）別紙を参照し、2(1)の①から③のうち該当するものに○をつけてください。

- ①熱中症リスクに対する認知度の向上
- ②熱中症の予防策の周知の促進
- ③熱中症に対する応急処置等の認知度の向上

周知方法	周知期間	周知対象者	周知内容		
			①	②	③
熱中症対策に関する啓発について、市町村及び農協に周知する。	5月～8月	市町村、農協	○	○	○
毎年実施しているイベントJAふくおか「あぐりフェスタ」において、熱中症対策に関するチラシを配布する。	7月21日	農業者	○	○	○

佐賀県熱中症対策取組方針

農作業における熱中症対策に係る具体的な周知予定について記載をお願いします。
また、できるだけ実績を定量的に把握することができるよう方針を作成してください。
周知内容欄については、農作業安全確認運動における熱中症対策強化期間の設定について
(令和5年4月28日付け5農産第529号-1農林水産省農産局長通知)別紙を参照し、2(1)
の①から③のうち該当するものに○をつけてください。

- ①熱中症リスクに対する認知度の向上
- ②熱中症の予防策の周知の促進
- ③熱中症に対する応急処置等の認知度の向上

周知方法	周知期間	周知対象者	周知内容		
			①	②	③
農業大学校において、トラクター研修の際に農作業安全 (熱中症対策)に関する講演を行う	研修期間中	農家 農業大学生	○	○	○
JAが発行する「ベジフルSAGA」7月号で、熱中症に関する 記事を掲載予定	7月	農業者		○	○

長崎県熱中症対策取組方針

農作業における熱中症対策に係る具体的な周知予定について記載をお願いします。
また、できるだけ実績を定量的に把握することができるよう方針を作成してください。
周知内容欄については、農作業安全確認運動における熱中症対策強化期間の設定について（令和5年4月28日付け5農産第529号-1農林水産省農産局長通知）別紙を参照し、2(1)の①から③のうち該当するものに○をつけてください。

- ①熱中症リスクに対する認知度の向上
- ②熱中症の予防策の周知の促進
- ③熱中症に対する応急処置等の認知度の向上

周知方法	周知期間	周知対象者	周知内容		
			①	②	③
7月までに熱中症対策に関する啓発を目的とした農業者向け研修を実施する。	6月下旬～7月	農業者	○	○	○
熱中症関係情報について、県機関、市町村、農業団体等に周知する。	6月中旬	県振興局、市町村、農協等	○	○	○

熊本県熱中症対策取組方針

農作業における熱中症対策に係る具体的な周知予定について記載をお願いします。

また、できるだけ実績を定量的に把握することができるよう方針を作成してください。

周知内容欄については、農作業安全確認運動における熱中症対策強化期間の設定について

(令和5年4月28日付け5農産第529号-1農林水産省農産局長通知)別紙を参照し、2(1)の①から③のうち該当するものに○をつけてください。

- ①熱中症リスクに対する認知度の向上
- ②熱中症の予防策の周知の促進
- ③熱中症に対する応急処置等の認知度の向上

周知方法	周知期間	周知対象者	周知内容		
			①	②	③
梅雨が明ける7月上旬頃までに、県HP及びアグリくまもとへ熱中症対策についての記事を掲載し、周知する。	6～9月	一般、農業者、事業者	○	○	○
県のテレビCM、ラジオ等により、熱中症対策について周知する。(広報要望中)	8～9月	一般、農業者、事業者	○	○	

大分県熱中症対策取組方針

農作業における熱中症対策に係る具体的な周知予定について記載をお願いします。
また、できるだけ実績を定量的に把握することができるよう方針を作成してください。
周知内容欄については、農作業安全確認運動における熱中症対策強化期間の設定について（令和5年4月28日付け5農産第529号-1農林水産省農産局長通知）別紙を参照し、2(1)の①から③のうち該当するものに○をつけてください。

- ①熱中症リスクに対する認知度の向上
- ②熱中症の予防策の周知の促進
- ③熱中症に対する応急処置等の認知度の向上

周知方法	周知期間	周知対象者	周知内容		
			①	②	③
農林水産省が作成する（予定の）熱中症対策ステッカーを県農協中央会、全農大分県本部、県農協、各市町村、振興局等各県の機関へ約2,000枚配布する。	6月頃	県、市町村、農協	○	○	○
8月に大分市で実施を予定するイベント「農業機械フェア（仮称：500人参加者予想）」において、JA大分中央会が配布用熱中症対策ステッカー等を配布し、熱中症の予防に係る情報を発信する。（農林水産省が作成する熱中症対策ステッカーを配布する）	8月頃	農業者		○	

宮崎県熱中症対策取組方針

農作業における熱中症対策に係る具体的な周知予定について記載をお願いします。

また、できるだけ実績を定量的に把握することができるよう方針を作成してください。

周知内容欄については、農作業安全確認運動における熱中症対策強化期間の設定について（令和5年4月28日付け5農産第529号-1 農林水産省農産局長通知）別紙を参照し、2(1)の①から③のうち該当するものに○をつけてください。

- ①熱中症リスクに対する認知度の向上
- ②熱中症の予防策の周知の促進
- ③熱中症に対する応急処置等の認知度の向上

周知方法	周知期間	周知対象者	周知内容		
			①	②	③
宮崎市で毎年開催しているイベント「JAビックフェア」において、宮崎県農作業安全推進協議会が農作業安全ブースを設置し、農水省が作成した農業者向けのパンフレットやステッカー等を配布する。	7月6～8日	農業者	○	○	○
宮崎県農政水産部HPのひなたMAFiNにおいて、農業者に向けた熱中症対策に係る内容を掲載する。	6月～9月	農業者	○	○	○
各農業改良普及センターが開催する各種研修会において、農業者に対し熱中症対策の啓発を行う。	6月～9月	農業者	○	○	○

鹿児島県熱中症対策取組方針

農作業における熱中症対策に係る具体的な周知予定について記載をお願いします。

また、できるだけ実績を定量的に把握することができるよう方針を作成してください。

周知内容欄については、農作業安全確認運動における熱中症対策強化期間の設定について（令和5年4月28日付け5農産第529号-1農林水産省農産局長通知）別紙を参照し、2(1)の①から③のうち該当するものに○をつけてください。

- ①熱中症リスクに対する認知度の向上
- ②熱中症の予防策の周知の促進
- ③熱中症に対する応急処置等の認知度の向上

周知方法	周知期間	周知対象者	周知内容		
			①	②	③
鹿児島県オリジナルの熱中症対策に係るチラシを県農業機械連絡協議会負担にて作成し、市町村、農協、県関係機関、県地域振興局・支庁等へ計28,600枚配布	4月～6月(3月6日以降順次発送)	鹿児島県、市町村、県関係機関、農協	○	○	○
地域振興局・支庁普及担当向けの情報に「熱中症対策強化期間の設定」「周知内容」を掲載し、農業者に対する熱中症予防に向けた声がけを依頼した。	5月	農業者		○	○
地域振興局・支庁で開催する農作業事故防止研修会において、熱中症の予防策、熱中症にり患した場合の初期対応について説明を行う。 (6/8南薩地域振興局、6/22鹿児島地域振興局、他)	6月以降	市町村、農業者		○	○

